○○年○○月○○日

○○　○○様

　　　　　　　　　　　　　　　○○○○規約名称

清算人　○○　○○

**制度終了に伴う分配金のご案内**

拝啓、皆様には日々ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

　さて、当事業所は○○年○○月○○日を以って制度終了し、清算事務を進めてまいりました。

　この度、当事業所の残余財産について、解散日現在の受給者、受給待期者および加入者の皆様にそれぞれの権利に応じて分配することとなりました。

つきましては、皆様に分配金の受取方法を選択していただきたく存じます。下記の説明をお読みいただき、別紙の「分配金選択申出書」に必要事項を記入の上、○○年○○月○○日までに、当事業所宛までに必ずご提出下さい。

皆様には大変ご迷惑とお手数をおかけいたしますが、何卒、事情をご賢察のうえご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．受取方法には２通りあります。

（１）一時金（一回限り）として受取る

（２）企業年金連合会に移換し、年金（通算企業年金）として受取る

２．あなた様の残余財産分配金見込額

　　　　　　　　分配金額（概算額）　　　　　 ：　　　　　　　　　千円

なお、企業年金連合会（以下「連合会」といいます。）に分配金を移換し、年金（通算企業年金）にされますと、概算 ＊＊＊ 千円の保証期間付き終身年金となります。

注）現在、残余財産が最終的には確定しておりませんので、すべて概算額であり、確定額を示したものではありません。又、分配金額の表記が「０千円」となっている方は、概算額が千円未満であることを示しています。

一時金、年金（通算企業年金）の支給は、残余財産の確定後（○○年○○月頃予定）、以下のように行います。

* 一時金を選択される場合

各者の分配金額の確定後、当事業所が最後に年金をお振り込みした口座に入金されますが、口座を変更される場合は、「分配金選択申出書」に受取口座をご記入下さい。詳細はお振込み時期に○○信託銀行（生命保険会社）より「一時金の支払通知書」、「一時金の支払調書」が郵送されますのでご確認下さい。（一時金での分配金受取りは一時所得となります。一時金の収入金額が５０万円を超える方は確定申告が必要です。）

* 年金（通算企業年金）を選択される場合

各者の分配金額の確定後、連合会への分配金の移換が完了すると、「移換完了通知書」が連合会から送付されます。その後、支給開始年齢到達時（性別・生年月日に応じて６０～６５歳）になりましたら、「企業年金連合会　老齢年金裁定請求書」が連合会から送られます。（支給開始年齢に到達した月の翌月分から支給されます。なお、すでに連合会が連合会移換額を受けたときの年齢が支給開始年齢に達しているときは、分配金の移換月の翌月分から支給されます。）

**なお、年金額の多寡に係らず一律７．５％相当が課税され、復興税も併せて源泉徴収されます。（扶養親族等申告書は提出できません）**

**通算企業年金を選択した場合、支給開始時期まで一時金への選択替えを行うことはできません。次頁からの『通算企業年金のご案内』をよくお読みの上、一時金か年金かの選択をして下さい。**

通算企業年金につきましては、企業年金連合会規約に定められています｡

企業年金連合会規約は、企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。

企業年金連合会ホームページ　<https://www.pfa.or.jp/>

通算企業年金パンフレット

<https://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin_tsusan/files/pamph_h290401_04.pdf>

　通算企業年金額は年金試算シミュレーションで試算ができます。

　https://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php

**※今後、当事業所からの通知・案内等が確実にお手元に届くように住所・氏名が変更になった場合は必ずご連絡をして頂きますようお願いいたします。**

この件に関するお問い合わせ先

○○○○規約名称

（所在地）○○○－○○○○　　　○○○○○○○○○○○○○○○○○

（電話番号）○○－○○○○－○○○○

（担当者名）○○○

○○年○○月○○日

○○○○規約名称

清算人　○○○○　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 基礎年金番号 |  |
| 電話番号 |  |

分 配 金 選 択 申 出 書

　私、　　　　　　　　　　　　は、分配金の受取方法を下記のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 一時金として受け取る |  |
| 企業年金連合会へ移換し、年金（通算企業年金）として受け取る |  |

どちらか１つの受取方法に

○印を付けてください

一時金で受け取られる場合は一時所得となります。

一時金の収入金額が５０万円を超える方は確定申告が必要です。

　一時金として受け取ることを選択した方は、受取口座をご指定下さい。（年金受取口座と同様の場合は記入不要）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 口座等名義人 | フリガナ |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 金融機関 |  |  |  |  |  |  | 銀行 | 信金 |
| 金融機関名 |  |  |  |  |  | 信組 | 農協 |
|  |  |  |  |  |  | 労金 |  |  |
| 支店名 |  |  |  |  |  | 本店 | 出張所 |
|  |  |  |  |  | 支店 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 普通 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 当座 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （郵便貯金）ゆうちょ銀行 | 自動受取 | 記号 | １ |  |  |  | ０ |  |
| 番号 |  |  |  |  |  |  |  | １ |

※ 上記項目をご記入のうえ、同封の封筒でご返送願います

通算企業年金（保証期間付終身年金）のご案内

通算企業年金は、当事業所が実施していた確定給付企業年金に加入していた皆様（終了制度加入者等）に分配すべき残余財産について、企業年金連合会（以下「連合会」といいます。）に移換することを選択した場合に、その移換額（以下「連合会移換額」といいます。）に基づいて支給される保証期間付終身年金です。

以下に特徴等を示しますので、よくお読みいただいたうえで、年金(通算企業年金)または一時金(分配金の一括払い)の選択をして下さい。

※企業年金連合会は厚生労働大臣の認可により設立された法人で、企業年金の通算センターとしての役割を担っています。

**１．支給開始年齢**

通算企業年金は、６５歳支給開始です。ただし、生年月日によって次のように６０歳から６４歳となる場合があります。（表１参照）また、支給開始年齢に到達した月の翌月分からの支給となります。

なお、連合会が連合会移換額を受けたときの年齢が支給開始年齢に達しているときは、分配金の移換月の翌月分から支給されます。

（表１）　支給開始年齢

【男子】

|  |  |
| --- | --- |
| 昭和２８年４月１日までに生まれた方 | ６０歳 |
| 昭和２８年４月２日から昭和３０年４月１日までの間に生まれた方 | ６１歳 |
| 昭和３０年４月２日から昭和３２年４月１日までの間に生まれた方 | ６２歳 |
| 昭和３２年４月２日から昭和３４年４月１日までの間に生まれた方 | ６３歳 |
| 昭和３４年４月２日から昭和３６年４月１日までの間に生まれた方 | ６４歳 |
| 昭和３６年４月２日以降に生まれた方 | ６５歳 |

【女子】

|  |  |
| --- | --- |
| 昭和３３年４月１日までに生まれた方 | ６０歳 |
| 昭和３３年４月２日から昭和３５年４月１日までの間に生まれた方 | ６１歳 |
| 昭和３５年４月２日から昭和３７年４月１日までの間に生まれた方 | ６２歳 |
| 昭和３７年４月２日から昭和３９年４月１日までの間に生まれた方 | ６３歳 |
| 昭和３９年４月２日から昭和４１年４月１日までの間に生まれた方 | ６４歳 |
| 昭和４１年４月２日以降に生まれた方 | ６５歳 |

【坑内員(坑内員としての厚生年金の被保険者期間が15年以上ある方)】

|  |  |
| --- | --- |
| 昭和３３年４月１日までに生まれた方 | ６０歳 |
| 昭和３３年４月２日から昭和３５年４月１日までの間に生まれた方 | ６１歳 |
| 昭和３５年４月２日から昭和３７年４月１日までの間に生まれた方 | ６２歳 |
| 昭和３７年４月２日から昭和３９年４月１日までの間に生まれた方 | ６３歳 |
| 昭和３９年４月２日から昭和４１年４月１日までの間に生まれた方 | ６４歳 |
| 昭和４１年４月２日以降に生まれた方 | ６５歳 |

ポイント1

支給開始年齢が６１歳以上の方は、６０歳に達した日以降であって支給開始年齢に達する前に通算企業年金の支給開始時期を繰り上げて請求することもできます。

この場合も通算企業年金は終身支払われますが、年金額は減額されます。

**２．事務費**

連合会が連合会移換額を受けたときは、①定額事務費（受付、移換完了通知書送付などに要する経費）②定率事務費（データ管理、振込手数料などに要する経費）が、移換時に連合会移換額の内から一括控除されます。

　　定率事務費は、連合会移換額、連合会移換額を移換する月の末日における年齢、性別および支給開始年齢に応じて異なります。

　①定額事務費　→　一律1,100円

　②定率事務費　→　上限33,000円

**３．保証期間**

保証期間中に死亡により年金を受け取れなくなった場合、年金での受取りから一時金での受取りに代えた場合は、残りの保証期間に応じて死亡一時金や選択一時金を受け取ることができます。通算企業年金の保証期間は支給開始から８０歳までとなります。ただし支給開始年齢が６５歳以降の場合は次に示す保証期間となります。

 ６５歳以降支給開始の通算企業年金の保証期間

|  |  |
| --- | --- |
| 支給開始年齢 | 保証期間 |
| 65歳 | 15年 |
| 66歳 | 14年 |
| 67歳 | 13年 |
| 68歳 | 12年 |
| 69歳 | 11年 |
| 70歳 | 10年 |
| 71歳 |  9年 |
| 72歳 |  9年 |
| 73歳 |  8年 |
| 74歳 |  8年 |
| 75歳 |  7年 |
| 76歳 |  7年 |
| 77歳 |  6年 |
| 78歳 |  6年 |
| 79歳 |  5年 |
| 80歳 |  5年 |
| 81歳 |  4年 |
| 82歳 |  4年 |
| 83歳 |  3年 |
| 84歳 |  3年 |
| 85歳 |  2年 |
| 86歳 |  2年 |
| 87歳以上 |  1年 |

(注)年齢に1歳未満の端数月がある場合の保証期間は次式による。

Ａ歳Ｂ月の保証期間＝Ａ歳の保証期間＋{（Ａ＋1）歳の保証期間－Ａ歳の保証期間 } ×Ｂ／１２

**４．一時金**

（１）選択一時金

次に掲げるいずれかの事情がある場合には、裁定請求時または保証期間内に通算企業年金の受給に代えて選択一時金を受給することもできます。**ただし、通算企業年金の支給開始時期までは、どのような理由であっても一時金への選択替えを行うことはできません。**

1. あなた又はあなたの属する世帯の生計を主として維持している方が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
2. あなたが債務を弁済することが困難な場合
3. あなたが心身に重大な障害を受け、又は長期間入院した場合
4. その他（ア）～（ウ）に準ずる事情がある場合

ポイント2

裁定請求時に、選択一時金を選択した場合、移換から選択一時金の請求までの期間が短いと、一時金の額が連合会移換額を下回る場合があるため、連合会移換額から事務費を控除した額を最低保証額としています。

なお、裁定請求時に通算企業年金の半分（50％）を年金、半分（50％）を一時金として選択することもできます。

ポイント3

年金が支給開始された後に選択一時金を選択した場合、最低保証が適用されないため、年金支給開始から選択一時金を選択するまでの年金受取総額と選択一時金額を合わせても、連合会移換額よりも少なくなる場合があります。

もちろん通算企業年金は終身年金ですので、長生きをして年金として受け取り続けることで受取総額は連合会移換額を上回ってきます。

ご自分で試算されることをお勧めします。

（２）死亡一時金

年金の支給開始年齢前または保証期間内に亡くなられた場合には、遺族の方に死亡一時金が給付されます。

ポイント4

年金支給開始年齢前に亡くなられた場合、選択一時金と同様に、連合会移換額から事務費を控除した額を最低保証額としています。

ポイント5

年金支給開始年齢後に亡くなられた場合、死亡一時金額の最低保証はありません。

このため、年金支給開始から亡くなられるまでの年金受取総額と死亡一時金額を合わせても、連合会移換額よりも少ない場合があります。

**【参考】通算企業年金(確定給付企業年金由来)の税制および源泉徴収**

(1)移換時

残余財産分配金の連合会への移換にあたっては、非課税となります。

(2)給付時

確定給付企業年金の残余財産分配金をもとに連合会から支給される通算企業年金は、年金の支給額の多寡にかかわらず、源泉徴収の対象となり課税されます（公的年金等控除の対象）。ただし、加入者等が負担した掛金がある場合には、その掛金に相当する額（本人拠出相当額）は給付時の課税の対象となりません。

＜源泉徴収税額の計算式＞

源泉徴収税額＝｛年金支給額\*－控除額（年金支給額\*×２５％）｝×１０％

　　　　　　≒年金支給額\*×７．５％

\*加入者等が負担した掛金がある場合には、本人が拠出した掛金に見合った額が年金支給額から控除されます。

※「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措

置法」により、２０１３年１月１日から２０３７年１２月３１日までの間に生ずる所得について源泉徴収税を徴収する際、「復興特別所得税」として所得税率に１００分の２．１の税率を乗じて計算した率を加えて源泉徴収することとなります。

注意：税制については、今後の法律改正に伴い変更となる場合があります。